

計画作成年度	平成29年度
計画主体	むつ市（代表） 大間町・風間浦村・佐井村

下北半島鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 むつ市経済部 農林畜産振興課 畜産鳥獣グループ
所在地 むつ市中央一丁目8番1号
電話番号 0175-22-1111
FAX番号 0175-22-1373
メールアドレス nouchiku@city.mutsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	青森県 むつ市・大間町・風間浦村・佐井村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル (下北半島全体)	稲 野菜(カブチャ、トウモロコシ等) いも類(ハレイシヨ等)	被害額 1,474千円 被害面積 0.9ha

(2) 被害の傾向

<p>下北半島に生息するニホンザルは人を除く霊長類では世界分布の北限であり、学術的価値も高いと評価され、1970年（昭和45年）に国の天然記念物に指定され、保護されてきた。</p> <p>指定当時、7群約187頭が確認されていたが、その後は年々、個体群・個体数が増加し、2016年2月現在で70群2,383頭+αが確認されている。</p> <p>頭数増加に伴い群れの分裂が頻発化し、行動域が拡大しており、人家や耕作地周辺への定着化によって、いも類は4月から7月、野菜は5月から11月、稲は8月から10月に被害が発生している。</p> <p>下北半島の4市町村の農作物被害額は平成8年に約900万円とピークとなったが、近年は、鳥獣被害対策実施隊・モンキードッグによるパトロールや電気柵設置等の被害対策効果により、140～550万円に減少するなど効果を上げているが、これまで出沒しなかった地区で被害が発生するなど、被害地域が拡大している。</p> <p>別紙参照：別紙1 下北半島のニホンザルによる農作物等被害額の推移 別紙2 ニホンザルによる農作物等被害発生位置図（H16～27）</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	1,474千円	1,163千円
被害面積	0.9ha	0.7ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	青森県第1次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、加害群除去・個体数調整及び人的被害・人家侵入等を及ぼした加害個体の捕獲を市町村職員及び鳥獣被害対策実施隊が箱わなを用いて行なっている。	加害個体群除去が進んでいる群れと箱わなに警戒心が強く捕獲が進まない群れがあり、効率的な捕獲方法（銃器も含む）及び体制の整備が求められている。
防護柵の設置等に関する取組	国・県の補助金を利用し、防護柵の設置を行なっており、市町村で防護柵維持管理を実施している。 追上げ・追払い活動については、鳥獣被害対策実施隊がモンキードッグとともに行なっている。	設置後、長期間経過した防護柵ではネット等の老朽化が進み、侵入されるケースが発生している。 地域住民への啓発活動を行ったが依然として防護柵の維持管理や放任野菜の除去等の取組に消極的である。

(5) 今後の取組方針

1 北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けた被害防止対策をより一層推進する。
2 個体数の増加抑制を重点課題とし、わなによる捕獲を中心とした被害防止対策を行なう。また、銃器による捕獲についても可能性を検討する。
3 地域住民における自己防衛意識を高める具体的な啓発活動を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

別紙「別紙3 鳥獣捕獲体制図（ニホンザル）」参照。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	ニホンザル	捕獲機材（箱わな）の導入。 担い手育成による捕獲体制の整備推進。 ニホンザルへの発信器の装着による生息調査。
30年度	ニホンザル	捕獲機材（箱わな、捕獲檻）の導入。 担い手育成による捕獲体制の整備推進。 ニホンザルへの発信器の装着による生息調査。
31年度	ニホンザル	捕獲機材（箱わな）の導入。 担い手育成による捕獲体制の整備推進。 ニホンザルへの発信器の装着による生息調査。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>ニホンザル又はニホンザルの群れが市街地及び農地に頻繁に出没し、組織的追い払い等、被害防除を行っても被害軽減ができない場合、かつ、地域からの強い要望があった場合、青森県第2次第二種特定鳥獣管理計画に基づきニホンザルの捕獲を行なう。</p> <p>計画期間内の捕獲数は、地域個体群として永続的な生息が可能な、平成14年の調査個体数(1,109頭)を下回らないこととする。</p> <p>併せて、農作物被害防止対策としての行動域の拡大や個体数増加による群れの分裂の防止を目的とした捕獲を実施する。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等
	29～31年度(3年間)
ニホンザル	第2次第二種特定鳥獣管理計画の基準による

捕獲等の取組内容	
<p>計画期間内に被害が発生した場合、出来る限り被害を与える個体を特定し、被害発生場所に箱わなを設置し、捕獲した段階で個体識別を行なう。個体が一致しなければその場で放獣する。また、銃器による捕獲を行なう場合は、モニタリング調査等により群れ構成を十分把握し、分裂をさけるため、慎重かつ計画的に実施する。</p>	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル	むつ市 1,500m (猿用電気ネット柵)	むつ市 1,500m (猿用電気ネット柵)	むつ市 1,500m (猿用電気ネット柵)
	大間町 1,500m (猿用電気ネット柵)	大間町 1,500m (猿用電気ネット柵)	大間町 1,500m (猿用電気ネット柵)
	風間浦村 500m (猿用電気ネット柵)	風間浦村 800m (猿用電気ネット柵)	風間浦村 500m (猿用電気ネット柵)
	佐井村 1,000m (猿用電気ネット柵)	佐井村 1,000m (猿用電気ネット柵)	佐井村 1,000m (猿用電気ネット柵)

(2) その他被害防止に関する取組

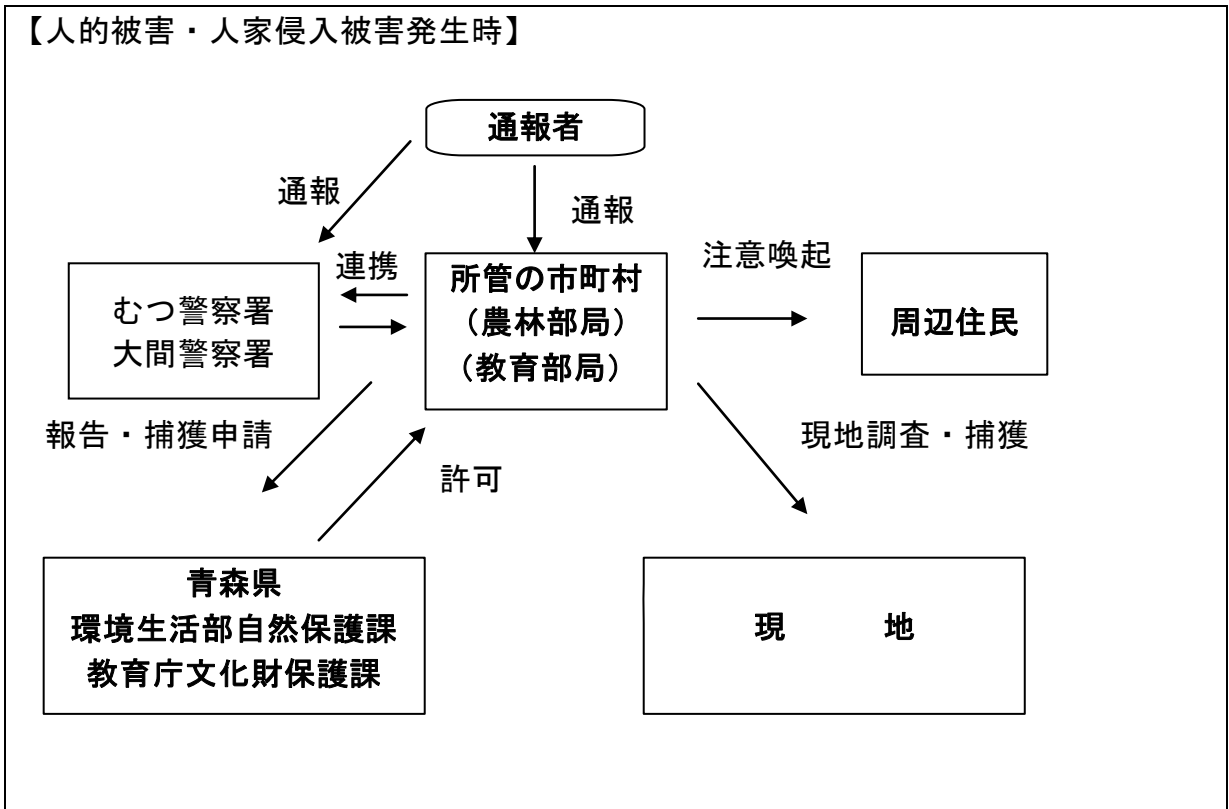
年度	対象鳥獣	取組内容	
29~31 年度	ニホンザル	生息調査	サル調査会、NPO 法人、 鳥獣被害対策実施隊、 ニホンザル保護管理専門員
		追い上げ・追い払い活動	鳥獣被害対策実施隊、地域住民
		侵入防止柵の管理	鳥獣被害対策実施隊、地域住民
		専門的人材の育成	市町村職員、鳥獣被害対策実施隊、 ニホンザル保護管理専門員
		耕作地周辺の藪・枝刈り	鳥獣被害対策実施隊、地域住民
		放置野菜の除去	鳥獣被害対策実施隊、地域住民
		地域住民への普及啓発活動	NPO 法人、鳥獣被害対策実施隊、 市町村職員、ニホンザル保護管理 専門員
		観光客に対する餌やり防 止及び看板の設置・パン フレットの配布	市町村職員

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
むつ市・大間町・ 風間浦村・佐井村	現地調査、住民への注意喚起、捕獲申請手続、捕獲
むつ警察署、大間警察署	現地調査、必要によりパトロールの実施、銃器等取扱指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議
構成機関の名称	役割
むつ市、大間町、 風間浦村、佐井村 (各市町村猿害対策担当者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業等を活用した被害防止対策の実施 ・ 鳥獣被害対策実施隊と協同による捕獲の実施 ・ 地域住民への被害防止の出前講座普及活動 ・ 関係機関へ被害実態の報告と対策課題の提示 ・ 文化財保護管理と対策課題の提示 ・ 被害対策の効果検証
下北半島のサル調査会 佐井のサル調査会 大間のサル調査会 風間浦のサル調査会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下北半島各地域でのサル生態調査 連絡会議への生息状況等の情報提供 ・ 被害状況の情報提供
NPO 法人ニホンザル ・ フィールドステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猿害防止法及び電気柵維持管理具体的指導 ・ 生息状況及び被害状況等の基礎データの集積 と猿害対策事業の検証 ・ 地域住民の協力体制の構築

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
青森県環境生活部自然保護課 自然環境グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定鳥獣管理計画等に関する指導・助言等
青森県教育庁文化財保護課 文化財グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護管理の指導・助言
青森県下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡会議運営に係る指導・助言等 ・ 鳥獣害防止計画作成等の指導・助言
青森県農林水産部食の安全・安心推進 課安心推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の指導等 ・ 鳥獣害防止計画作成等の指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を平成20年6月1日に設置。
規模、構成については、「別紙4 鳥獣被害対策実施隊名簿」を参照。
各機関との連携のあり方については、「別紙5 鳥獣被害対策実施連携体制図」を参照。
実施隊の活動内容については、生息調査、追上げ・追払い、緩衝帯設置等の環境整備や地域住民への啓発等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各関係機関との連携のあり方は、「別紙5 鳥獣被害対策実施連携体制図」を参照。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に基づき、対象鳥獣はできる限り苦痛を与えない方法で処分し、処分後は日本獣医生命科学大学などの鳥獣の保護管理に関する学術研究に提供。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品等としての利用に適さないので、上記7のとおり適切に処理する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

猟銃所持者の高齢化等により、捕獲従事者が減少傾向にあることから、市町村が連携して、体制の強化及び人材育成による担い手の確保に努める。

別紙1 下北半島のニホンザルによる農作物等被害額の推移〔各市町村別〕

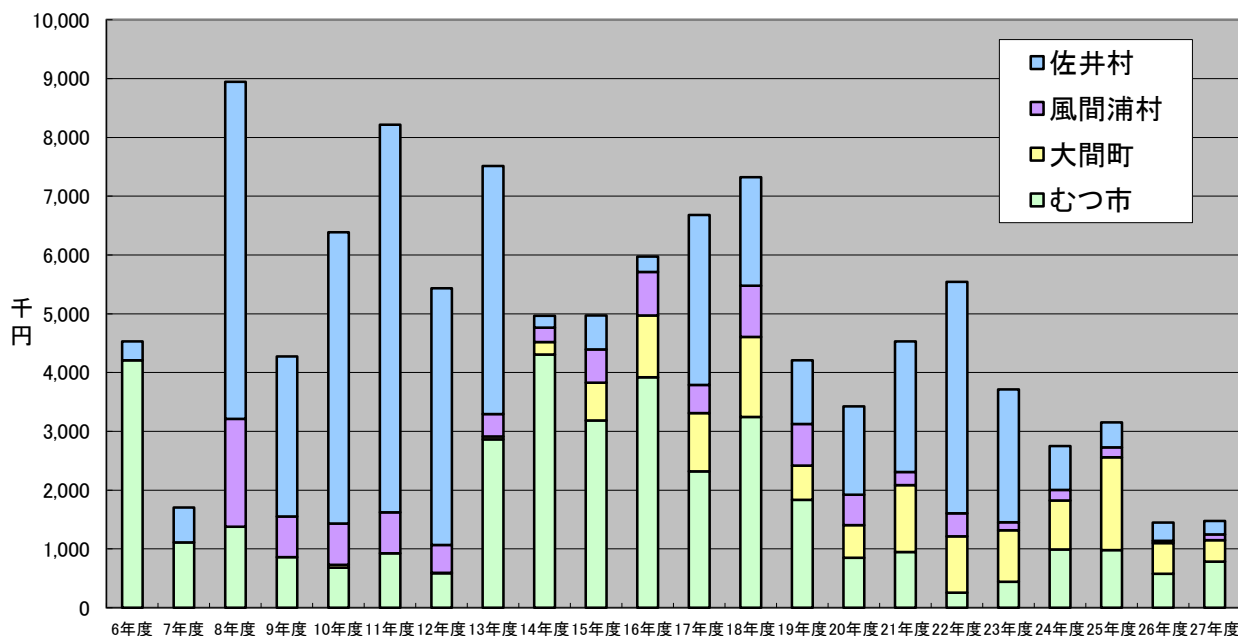
(単位：千円)

	むつ市	大間町	風間浦村	佐井村	合計
6年度	4,210	0	0	317	4,527
7年度	1,108	0	0	598	1,706
8年度	1,375	0	1,838	5,735	8,948
9年度	859	0	691	2,726	4,276
10年度	680	49	700	4,958	6,387
11年度	924	0	700	6,592	8,216
12年度	590	5	472	4,365	5,432
13年度	2,863	51	380	4,220	7,514
14年度	4,308	211	245	202	4,966
15年度	3,186	639	571	572	4,968
16年度	3,920	1,050	742	261	5,973
17年度	2,318	993	480	2,887	6,678
18年度	3,245	1,363	868	1,846	7,322
19年度	1,836	583	704	1,088	4,211
20年度	848	557	517	1,504	3,426
21年度	947	1,136	227	2,222	4,532
22年度	254	958	394	3,936	5,542
23年度	443	872	140	2,259	3,714
24年度	988	835	178	747	2,748
25年度	977	1,580	170	425	3,152
26年度	579	521	36	312	1,448
27年度	782	365	100	227	1,474
合計	37,240	11,768	10,153	47,999	107,160

※ むつ市は17年度よりむつ市・大畑町・川内町・脇野沢村が合併。

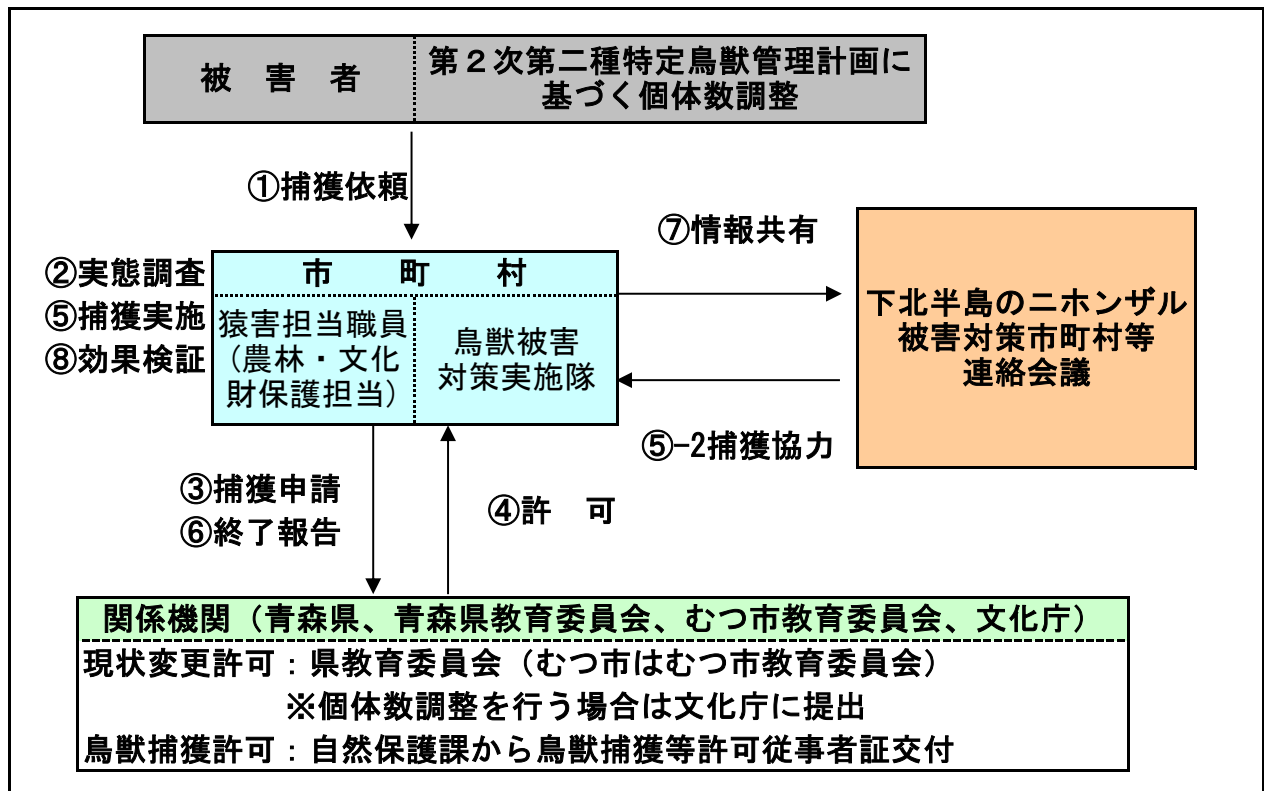
16年度以前は旧大畑町・旧川内町・旧脇野沢村の合計。

被害金額



別紙3 鳥獣捕獲体制図（ニホンザル）

1. 捕獲体制図



2. ニホンザル捕獲手順

① 捕獲依頼

- ・被害者（人的被害・人家侵入被害・農作物被害）から捕獲の依頼

②③④ 調査・捕獲申請・許可

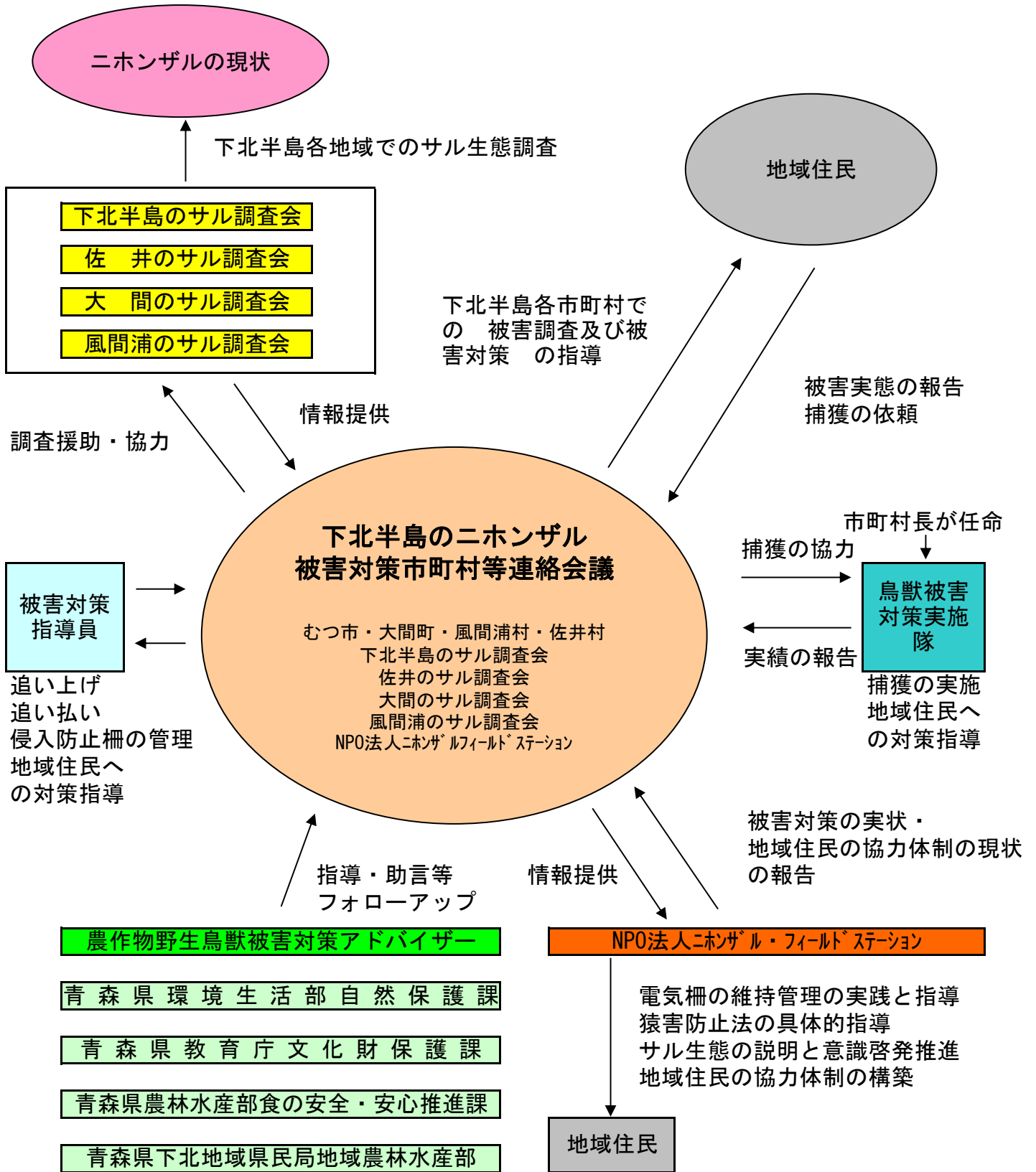
- ・各市町村猿害担当者が実態調査（問題個体の識別等）
- ・第2次第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係機関との協議
- ・文化財保護法第125条に基づく現状変更許可申請
（県又は市の教育委員会の許可、個体数調整捕獲は文化庁長官の許可）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく捕獲許可申請
（県知事の許可）

⑤ 捕獲・処分

- ・各市町村猿害担当者及び鳥獣被害対策実施隊が捕獲の実施
- ・下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議が捕獲の協力
- ・処分施設で各市町村猿害担当者ができる限り苦痛を与えない方法で処分、処分後は日本獣医生命科学大学などの鳥獣の保護管理に関する学術研究に提供

⑥⑦⑧ 報告・効果検証

- ・県又は市の教育委員会に終了報告（個体数調整の場合は文化庁長官へ報告）
- ・県自然保護課に捕獲許可証及び従事者証の返納
- ・各市町村は下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議との情報を共有するとともに捕獲後の効果検証を実施



- ※ 情報交換・助言・技術協力・指導・フォローアップ等が得られる関係機関
- ・ 下北半島各市町村の猿害対策担当者（農林担当者・教育委員会担当者）
 - ・ 下北半島でサルの生態、生息調査を実施している団体
「下北半島のサル調査会」、「佐井のサル調査会」、「大間のサル調査会」、「風間浦のサル調査会」
 - ・ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー
 - ・ 青森県環境生活部自然保護課
 - ・ 青森県教育庁文化財保護課
 - ・ 青森県農林水産部食の安全・安心推進課
 - ・ 青森県下北地域県民局地域農林水産部
 - ・ NPO法人ニホンザル・フィールド・ステーション